＊2017 年 8 月改訂（第二版）（新記載要領に基づく改訂等）　　医療機器届出番号：27B1X00051000008
2006 年 3 月作成（第一版）

機械器具 51 医療用嘴管及び体液誘導管
一般医療機器　輸液用延長チューブ　12170001

エクステンションチューブ

再使用禁止

【禁忌・禁止】
・再使用禁止

【形状・構造及び原理等】
〈各部の名称〉
（構造図（代表図））

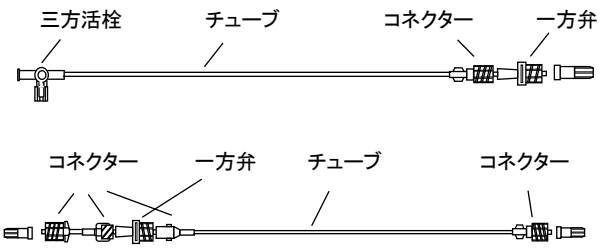

・上図は代表例です。
・本品はポリ塩化ビニル（可塑剤：フタル酸ジ（2-エチルヘキシル））を使用しております。

【使用目的又は効果】
本品は、輸液などのラインを延長するために用いるチューブである。

【操作方法又は使用方法等】
1.操作方法
①汚染に十分に注意し、包装内から取り出します。
②接続するコネクター等としっかり接続します。
〈使用方法に関連する使用上の注意〉
・接合部に薬液が付着すると嵌合部の緩み等が生じる可能性がありますので注意してください。
・使用中はコネクターに緩みがないことを定期的に確認してください。
2.三方活栓の操作（三方活栓が付いている場合）
〈使用方法に関連する使用上の注意〉
・三方活栓にシリンジ、コネクターを接続する場合は、外れないようにしっかり接続してください。また、液が流れる方向にハンドルが操作されていることを確認してください。
・三方活栓に混注用キャップ等を装着し、注射針を用いて混注する場合、針先がハンドルの回転面に接触すると回転面を損傷して液洩れが生じる場合があるので注意してください。

【使用上の注意】
1.重要な基本的注意
・脂溶性の医薬品ではポリ塩化ビニルの可塑剤であるフタル酸ジ(2-エチルヘキシル)が溶出する恐れがあるので、注意すること。
・使用中は本品の破損、接合部のゆるみ及び薬液漏れ等について、定期的に確認すること。
・脂肪乳剤及び脂肪乳剤を含む医薬品、ヒマシ油等の油性成分、界面活性剤又はアルコール等の溶解補助剤などを含む医薬品を投与する場合及びアルコールを含む消毒液を使用する場合は、三方活栓及びコネクターのひび割れについて注意すること。[薬液により三方活栓及び延長チューブ等のメスコネクターにひび割れが生じ、血液及び薬液漏れ、空気混入等の可能性がある。特に、全身麻酔剤、昇圧剤、抗悪性腫瘍剤及び免疫抑制剤等の投与では、必要な投与量が確保されず患者への重篤な影響が生じる可能性がある。なお、ライン交換時の締め直し、過度な締め付け及び増し締め等は、ひび割れの発生を助長する要因となる。]
・ひび割れが確認された場合は、直ちに新しい製品と交換すること。

【保管方法及び有効期間等】
1.保管方法
・水ぬれに注意し、高温、多湿、直射日光のあたる場所をさけて保管してください。
2.有効期間
・包装の使用期限を参照してください。（自己認証(当社データ)により設定）

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】
製造販売業者　　三矢メディカル株式会社
TEL　06-6707-9105